

掛川市条例第10号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号イ中「又は外国人登録原票」を削る。

第7条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条第3号エ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同号オ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

第13条の2第1号ア(ア)中「5,000円」を「11,000円」に改め、同号ア(イ)中「9,000円」を「18,000円」に改め、同号ア(ウ)中「14,000円」を「27,000円」に改め、同号ア(エ)中「19,000円」を「38,000円」に改め、同号ア(オ)中「34,000円」を「68,000円」に改め、同条第2号ア(ア)中「9,000円」を「14,000円」に改め、同号ア(イ)中「11,000円」を「18,000円」に改め、同号ア(ウ)中「15,000円」を「22,000円」に改め、同号ア(エ)中「21,000円」を「31,000円」に改め、同号ア(オ)中「35,000円」を「52,000円」に改め、同号イ(ア)中「10,000円」を「15,000円」に改め、同号イ(イ)中「12,000円」を「19,000円」に改め、同号イ(ウ)中「16,000円」を「24,000円」に改め、同号イ(エ)中「22,000円」を「33,000円」に改め、同号イ(オ)中「36,000円」を「55,000円」に改め、同条第3号ア中「9,000円」を「14,000円」に改め、同号イ中「11,000円」を「16,000円」に改め、同号ウ中「15,000円」を「22,000円」に改め、同号エ中「20,000円」を「30,000円」に改め、同号に次のように加える。

オ 当該検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 1件につき50,000円

第13条の2第12号ア中「8,000円」を「17,000円」に改め、同号イ中「4,000円」を「9,000円」に改め、同条第13号中「9,000円」を「22,000円」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第12条の改正規定 平成24年4月1日
- (2) 第13条の2の改正規定 平成24年6月1日
- (3) 第4条及び第7条の改正規定 平成24年7月9日